

議案第36号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年4月12日提出

逗子市長 平 井 竜 一

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、特定の償却資産にかかる固定資産税の課税標準の特例措置の割合を規定すること等改正の要あることから、逗子市市税条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市市税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市条例第12号

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第26項第4号中「第6号」を「第7号」に改め、同項中第7号を第12号とし、第6号を第11号とし、第5号を第10号とし、第4号の次に次の5号を加える。

- (5) 法附則第15条第33項第1号イに規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- (6) 法附則第15条第33項第1号ロに規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- (7) 法附則第15条第33項第2号イに規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- (8) 法附則第15条第33項第2号ロに規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- (9) 法附則第15条第33項第2号ハに規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の逗子市市税条例（以下「新条例」という。）附則第26項第4号の規定は、平成28年度以後の年度の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第26項第5号から第9号までの規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。